

令和元年11月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和元年10月30日(水)
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時35分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員
説明者
栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、
園田生涯学習課長、大内山学校給食課長、山下都城島津邸館長、黒木高城地域振興課長
岡高崎地域振興課長
事務局
鶴島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査
- 6 会議録署名委員
濱田委員、岡村委員

1 開会

◎教育長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年11月定例教育委員会を開催いたします。本日の委員会の終了時刻は、午後3時を予定しております。どうか御協力よろしく願いいたします。

2 市民憲章朗読

3 前会議録の承認

◎教育長

皆様のお手元に令和元年8月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、当該委員会の会議録署名委員である中原委員と岡村委員に御署名をいただきたいと思っております。

4 会議録署名委員の指名

◎教育長

そして、本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、濱田委員、岡村委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

5 教育長報告

◎教育長

では早速、教育長報告をさせていただきます。まずは御礼申し上げたいと思っております。この秋、学校訪問、それから各種行事、地区公民館落成式等、非常にたくさんの行事が組まれておりましたが、委員の先生方に御参加いただきまして、本当にありがたく思っております。

続いて、おわびでございますが、今、報道をにぎわしております石山小学校教頭の逮捕について御心配をおかけしております。詳しくは、最後、その他のところで学校教育課長に伝えてもらいたいと思っておりますが、お手元に、きのう、きょうの新聞記事を両面刷りで配付させていただいているところです。

3つ目でございます。3つ目は、「研究所だより」というのをお手元に来ていると思いますが、いかがでしょうか。最初は横向きのものです。

研究所所長が、きょう、たまたまですけど、私にこの研究所だよりを持ってこられたんですが、そのときに、「これって教育委員の先生方にお配りしているの」という話をしたところ、配っていないということがわかりまして、準備をしていただきました。今、研究所がどのように動いているかが分かる非常にいい資料であるというふうに考えております。どうか、後ほどお確かめください。お願いいたします。

では、報告内容に入ります。

一つ目は、新聞記事等から、学校・地域の頑張りについてピックアップしてまいりました。上長飯小学校の囲碁全国6位という記事が出たと思いますが、これは、上長飯小学校の6年生、3年生、1年生のチームでございまして、小学校の囲碁大会で全国6位ということでございました。

それから、西中学校、いじめ防止、生徒目線というふうに書いておりますが、これは、SNS上で西中学校は独自ルールをつくって、生徒会でそれを取り決め、全校生徒に周知をしたというものでございます。西中以外に山田中学校でも同じような動きがあります。また、いろいろな学校等でこういうような形で出てくるのではないかと期待をしているところです。

次に、山之口小学校で地元企業の魅力を知ろうということで、これは、まちづくり協議会が主催して、地元にこういう企業がありますということの御紹介をさせていただいたものでございます。上長飯小学校、「清流の証、生き物発見」という形で、これは、市役所の方々と一緒に4年生が生き物発見をさせていただいたということでございます。

小松原中学校、大王小学校におきましては、小中学校の子供たちが育てた焼酎の原料となるお芋ですけれども、これで焼酎をつくったということでございます。

江平小学校につきましては、後で詳しくお話をします。

大王小学校、「走れ、ロボットカー」という形でプログラミングの授業をやっていただいたところでございます。高崎中学校、戦没者慰霊祭に中学校の子供たちが出席したということでございました。同じような事例としましても、これは、山田中学校も同じように地区の戦没者慰霊祭に出席をして、地域の方々から風化しそうなこの戦争体験等を引き継いでいってもらえるとして、大変好評を得ているものでございます。

祝吉小学校につきましては、後でまた詳しく話をします。

まずは、江平小学校の新聞記事をそこに掲載をさせていただきました。これは、地区住民の手で彼岸花を復活させたということでございまして、広大な土地に彼岸花が非常に、もう終わってしまっすけれども、咲いたということなんですが、江平小学校には非常に有名なふれあい公園、江平の「江」を使った「江楽園」というものがあります。

非常にうっそうとした木が茂って、そして下刈りもしないまま過ごしていたんですけれども、先代の校長先生がこれをきれいにしたいとお申し出をいただいて、そして、地区の方々が手を入れ始めたということで、ことし、ほぼ満開になったということでございます。その満開の様子は「ごんぎつね」、4年生で勉強する国語の物語があるんですけれども、それに出てくるような非常に幻想的な風景が取り戻せたということで、地区住民の方々の力を非常に感じたところでございます。

それから、裏面でございますが、祝吉小学校の新校舎がついに完成をいたしました。後は、仮校

舎になっていた部分を取り壊し、そしてグラウンドをもとどおりにするというような作業が残っているんですが、この引っ越しのときに住民が加勢をするという非常にありがたいものでございました。これにつきましても、祝吉小学校の学校運営協議会のメンバーである方とまち協とが協力をして、このように加勢をしていただいたということでございます。

非常に子供たちにとってもいいところでございます。そういう姿を見ることが非常にいいことだというふうに思っているところです。

学校も地域のためにやはりいろいろなことをやっていかなければならないなど、改めて感じたところでございます。そして、今回、2つ目に持ってきたものが、都城子ども未来応援連絡協議会というものでございます。別資料を用意しております。

子供たちの夢を地域の夢へというような題で出ておりますが、これは、実は都城市社会福祉協議会が広報紙をつくっております、そのうちの一部でございます。

なぜ、これを持ってきたかといいますと、裏面を見ていただけないでしょうか。先日、志和池地区公民館の落成式に参加したいただいた方がいらっしゃると思っておりますが、そのときに会長が挨拶をされました。寺子屋サロンをやっているんだけど、今、上水流中公民館、それから、森田公民館でやっていて、エアコンもなくて大変だけれども、新しい公民館ができて、ここでやれるかなというふうなお話をされたと思っております。

今、それがどのような状況になっているかということで持ってまいりました。この事業そのものは、都城市子供会より事業委託を受けて行われているものでございます。事業委託を始めましたのが、平成30年になります。このいろいろな集まり、この寺子屋的なものが集まってきて、そして、それをもとに協議会を開くことになりました。それを都城子ども未来応援連絡協議会というような形にして、ことしは11月、来月には2回目、発足して2回目の会議が開かれるということでございます。

裏面を見ていただきますと、冒頭に、中学生のころに姫城地区土曜学習会に参加していた子供さんが、現在はボランティアで学習支援を支えているという非常にすばらしい連鎖のことが書かれておまして、この子は、都城工業高等専門学校の子供でございます。

同じようなことが行われているのが、五十市地区というところがあります。サタデールーム、土曜の朝というのが開かれているんですが、ここでは、同じく高専のお子さんと、それと西高のお子さんがここで勉強をして入試を突破したということで、また、そこに戻って講師になっているというような状況でございます。

これが随分とふえてまいりまして、今、15団体ございます。主催者というところをごらんになっていただきますと、まちづくり協議会と各地区の社会福祉協議会がほぼこれに参加しているところでございます。

そうでないところは、左の列の下から2番目、「夢学舎」、教育委員会が後援をしているところです。これは、祝吉小学校の子供たちに向けてやっているものでございます。

それから、1番新しいのが、一番右の真ん中にあります高城地区土曜こども学習会、これ、観音クラブというのがありまして、新聞に出ておりましたけれども、個人でやっていきたいというような形で頑張っているらしいです。

それぞれ形態は異なるわけですが、このように子供たちの未来に向かって応援をしていただいているところが多くなってきたということでございます。

ここまでで何か御質問等ありませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、生徒指導の状況についてお話をします。

非行、問題行動、9月中に、小学校4件、中学校はありませんでした。小学校4件といえますの

は、万引きが2件、器物破損が2件でございます。それぞれの小学校で指導をしておりますが、器物破損が同一学校でございます。音楽の時間と、それと家庭科の時間でございます。それぞれ学校のものを破損させているということで、それぞれ別の児童なんです。専門家にカウンセリングを受けたり、それから、保護者に連絡して家庭での指導を行ってもらうよう確認をしているところでございます。

続きまして、不登校でございます。不登校につきまして、小学校53名、中学校143名、昨年同時期、小学校33名、中学校118名から比べますと相当数ふえております。大変厳しい状況というふうに思いますが、新規が小学校が34件、中学校が59件ふえております。この新規が非常に膨れている学校につきましては、学校訪問等を指導主事が行いまして、指導をしているところでございます。

続きまして、交通事故でございます。

交通事故につきましては、小学校が4件、中学校が2件でございます。軽微なものがほとんどでございます。接触事故でございますが、一つだけ、小学校の5年生だったんですけども、その本児が下校中に友人と横断歩道を走行していたところ、左折してきた軽自動車に右足のかかとを踏まれてしまったという事案がありました。「危ない」というふうに本人も大声を出したところ、運転者は威嚇されたと勘違いして、本児を呼びつけ、名前などを確認した後、学校に向かい、校長に苦情を言ったというようなものがありました。その後、警察が事故処理を行い、運転者にも警察が対応をしたというような、本当に加害者と被害者が逆転をしたようなものがございまして、何が起るかわからないなというふうに考えております。

続きまして、いじめに関することでございます。

いじめにつきましては、いじめの認知件数が、また、131件、9月中にありました。小学校でございます。中学校が10件でございます。解消率なんです。小学校が少々低い状況で79.7%、中学校が92.5%ということで随時努力をしていただいているところですが、解決していないと部分をきちんと認識して解決に持っていきたいというような形で学校側にも取り組んでもらっております。

このいじめの中で報告が上がっているものがあります。これも同一校なんですけれども2件ありまして、これは、その学校の5年生男子複数人が加害者でありまして、その加害者がいろんなところからかったりとか、それから、トイレに上履きを蹴り入れるなどのいじめ行為が行われたということで聞いております。

また、同じ集団の子供たちが女子生徒に対して除菌スプレーをかけるというようなことも行われたということが報告で上がってきています。指導のほうはきっちりやってもらっているわけですが、何かいじめの集団的な部分が見えてきておりまして、要注意をしなければならない。そういう学年であるというふうに思っております。

また、中学生のいじめで、前回の教育委員会で御紹介いたしましたが、バスケットボール部の子供で、先輩が後輩に対して、肛門に指を入れたとかいうようなところがあります。それで、その加害者のほうですけども、実は、もう学校におれないという判断を保護者がし、市内の別の学校に転校するというようなことになっているようでございます。今週中にはそういうような形での転校があるかというふうに思います。

●事務局

教育長、済みません。学校教育課長が緊急にお知らせしたいことがあるそうです。

◎教育長

暫時休憩します。

【休憩】

◎教育長

では、再開をいたします。

続きまして、不審者声かけ事案でございますが、前回は申し上げましたとおり、悪質なものがふえてきている状況です。

不審者情報が多発したために、各学校へ注意喚起の文書を発出したところでもございました。そのうちの2件を紹介いたします。

まず1件は、9月11日のことでございます。小学校2年生の女の子に声かけをしています。声かけの内容が「家はどこ」、「妹はいるの」、「名前は」と聞かれておりまして、その後に「お父さんとお母さんが手を怪我して病院にいるので一緒に行こう」という誘いかけです。非常に危ないというふうに判断しておりまして、警察のほうももちろん通報はしております。50歳から60歳代の男性、サングラス、マスク、ジャージ姿だそうでございます。上着が緑、下のズボンが黒ということまでははっきりしておりまして、そういうような事案がありました。

もう一つは、前回、少しお話をしましたが、9月19日のことでございます。これは、男子複数名が被害を受けております。どのような被害かといいますと、学校のグラウンド近くの道路に女装をした男性がいた。服装は、白のカーディガン、黒のブラジャー、スカート、スカートの下は下着を着用しておらず、みずからスカートをめくって笑いながら性器を児童に見せたということでございます。

警察から当該学校の情報提供があったようでございます。これは、20歳代の男性、痩せ型、黒縁の眼鏡を着用しているというような非常に危険な部分でございました。

その他でございます。

学級がうまく機能をしていない学校の報告はありません。

校外での事故の報告はございませんでした。ただし、中学校への侵入者の報告がございました。9月23日の祝日だったんですが、生徒棟の1階の1年生教室に何者かが侵入した形跡があると、時間割を磁石でくっつくプレートを用意しているんですが、このプレートがばらまかれていたということでございます。

これが、9月23日のことなんですが、実は、10月になりまして、10月14日、月曜日でございます。ガラスが2枚、割れているのを発見しました。そして、掲示板のガラス、表のガラスも1枚割られているという同一学校でございます。

非常にこれは危ないということで、警備会社につきましては、今までの巡回の倍の回数、それから、警察のパトロールもここを重点的にパトロールしていただくようお願いをしております。今のところ、それ以降、被害はございません。

最後、虐待案件でございます。

小学校2件ございます。まずは、1年生なんですが、小学校1年生、担任が本児の首にあざがあるのを見つけて事情を聞くと、父に首を絞められたという訴えでございました。この子のお話では、父がテレビの前に立ったため、「見えない」といったら首を絞められたということでございます。

学校からこども課へ通告をし、こども課が児相へ通告、一時保護はありませんでした。発達障害者支援センターにつなぐとともに、学校で今後の見守りを行っていくということです。この子、本

児自身の発達支援センターへのやはりつなぎという形になりました。

続きまして、これは、5年生女子の話なんですけど、これ、以前も同じようなお話をしたと思います。母と本児がけんかとなり、母から身体的虐待があるというふうに元夫が警察に通報した事案でございます。

児相が本児を一時保護しておりました。以前から母親のネグレクト状態があり、本児は家にいたくないと訴えておりました。9月18日に関係機関とのケース会議を実施しております。母は本児を残し、弟を連れて再婚相手が勤務しています神奈川県に転居する方向になったということでございます。

本児は、宮崎で引き取って祖母のところというところだったんですが、実は、祖母の方が認知症を患っております、とても養育できないということで、施設というようなところも、今、考えているところなんですけど、施設となった場合は、家族が神奈川に行っているわけですから、神奈川の施設でも別段構わないわけです。一人だけこっちに残すというのもいかなものかということで、今、児相と相談中でございます。

以上、生徒指導の状況についての報告でございました。

これについて何かございませんでしょうか。どうぞ、岡村委員。

○岡村委員

不登校の児童生徒がふえている状況なんですけど、例えば適応指導教室とか学校外の施設を利用している子供さんの数とか、児童生徒に対するケアという働きかけとかそのあたりをもう少し教えていただきたいなと思います。

◎教育長

実は、この新規に出てきた学校は、特定の学校です。ばらばらと出てきているわけじゃないんです。これは、その学校の危機感がありまして、まだ30日休んでいない子もざっと挙げてきております。

不登校の可能性があるということも含めて出しているような状況で、ちょっと認識の違いがあるかもしれません。

ただし、かつて、3、4年前は、これ大きな学校なんですけれども、一旦、ほぼほぼゼロになった学校でございまして、それを考えればちょっと学校の中の様子もきちんと把握していきながら手だてをとっていかないといけないなというふうに思っています。

特定の学校が新規をたくさん出しているという状況でした。

よろしかったでしょうか。

○岡村委員

はい、ありがとうございます。

◎教育長

ほかにはよろしかったでしょうか。

それでは教育長報告を終了したいと思います。

6 議事

◎教育長

議事に入りたいと思います。

本日の付議事件は、報告8件、議案7件でございます。お願いします。

【議案第35号】

◎教育長

では、初めに議案第35号を高崎地域振興課長から御説明をいただきますので、よろしく申し上げます。

●岡高崎地域振興課長

それでは、議案第35号「公の施設の指定管理者の指定について」を説明します。

第35号の3ページ目になるかと思いますが、施設業務概要の一覧表をごらんください。

ことしの4月より高崎地区公民館の3つの分館及び2つの教育集会所を都城市多目的研修集会施設条例に追加しました5つの施設と江平分館の機能を都城市農村環境改善センター条例に改正をしました施設の計6つの施設です。表で言えば上の3つと6番目の施設、それと、高崎地区の5つの市民広場ということで、表で言えば下の5つになりますが、この合計の11の公の施設を高崎地区まちづくり協議会に非公募で指定する議案を12月議会に提出するために委員会に御審議をいただき、庁議に付するものであります。

今回定例教育委員会で審議いただく施設は、教育財産であります、前田市民広場、示野原市民広場、東霧島市民広場、縄瀬市民広場、江平市民広場の5つの市民広場で、指定管理業務の指定に関するものです。

なお、平成29年度から前田市民広場と東霧島市民広場と縄瀬の市民広場は、草刈り業務に関する業務委託の実績は毎年あります。

それで、今回の指定管理業務は、新規事業であり3年間委託するものです。なお、指定管理者として高崎地区まちづくり協議会を非公募により選定し、申請書類を審査した結果、4つの観点から効果が期待できると思います。

5番の選定結果のところの2番に書いている市民の平等な利用の確保や施設の効用の最大限の発揮、経済的な管理運営と適正な経費配分、管理運営能力についてということで、地域密着ということで地域の方がするというところに非常に大きな効果が期待されると考えています。

御審議のほどよろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

この公の施設の指定管理者の指定につきまして何か御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

○濱田委員

一つ質問させていただきます。

この指定管理、選定された都城市高崎地区まちづくり協議会ですが、今回が初めてなのですね。

●岡高崎地域振興課長

はい、新規で、今回、指定管理を導入するところです。

○濱田委員

そうすると、この施設は今まで、草刈りとかを主にやってきた会社というか、団体ですか。

●岡高崎地域振興課長

民主団体ですけど、当然、まちづくり協議会ですので5つの部会に分かれて、いろんな行事とか、ページで言えば2ページ目になりますけど、まちづくり部会とか環境安全部会、健康福祉部会、青少年育成部会ということでいろんな行事をここに書いてあるように、婚活のイベントとか、もしくはウオーキングラリーとか、そういうのは、当然、本来のまちづくり協議会としての業務ですが、地域密着型ということで、この団体からこういう業務をしないと、自分たちで運営したいという要望が、もう3年ほど前からありまして、それをずっと協議していく中で、自分たちでやれるということがありましたので、1年ぐらい前からずっと協議を進めて、今に至って、今回、非公募で指定管理を議会のほうにあげるように準備をしているところです。

○濱田委員

この団体、協議会のメンバーが代議員数の72名ということですね。

●岡高崎地域振興課長

はい、この部会に属しているメンバーは全てです。72名。

○濱田委員

この方々は、何か別に職を持ちながらこの団体に所属されておられるのですか。

●岡高崎地域振興課長

そうですね。地域で活躍する方とかも応募でこの委員の中に入ってこられています。

平成26年3月26日に設立したんですが、その前に公募して、いろんな方に入ってもらって、その中で各部会長ないし会長等を選任してもらっているということです。

○濱田委員

そうですか。

●岡高崎地域振興課長

はい。

○濱田委員

現在、仕事をお持ちでありながら、このまちづくり協議会にも参加して、そして、時間の都合をつけ合いながらこういう管理をされるのですね。

●岡高崎地域振興課長

現在は、まちづくり協議会や検討委員会の中で協議してもらって、管理の人選を地域の人で行い、例えば、何とか商店から鍵を借りて、貸し出しているんで、そこの人をお願いし、今までどおりとプラスアルファをお願いするとか、直接自分たちがお願いして、委託料を1年間に何万円か渡しているんですけど、今度は、まちづくり協議会を指定管理者にすることで、その地域の人と密接に協

議しながら、土曜、日曜でも借りたいという人がいれば借りられるというメリットを含んでお願いするところです。

○濱田委員

柔軟な運営ができるということなんですね。

●岡高崎地域振興課長

そうです。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんか。中原委員。

○中原委員

指定期間の3年間というのは、こういうものなんでしょうか。

●岡高崎地域振興課長

新規については3年間。それで、次が5年間、7年間ということで、実績を積み、最長7年までできるんですが、最初は3年間という枠組みがあるので、3年は頑張ってもらおうと思っています。

◎教育長

よろしかったでしょうか。

では、議案第35号につきまして同意をいたしますので、今後の手続きをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

●岡高崎地域振興課長

ありがとうございました。

【報告第104号・第105号・議案第34号】

◎教育長

それでは、報告第104号及び第105号並びに議案第34号を高城地域振興課長から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

●黒木高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。よろしくお願ひいたします。

報告第104号「都城市高城郷土資料館企画展「お城の人物展」～塩水流忠夫・塩水流功展～開催要項の制定について」御説明申し上げます。

関係資料でございますように、目的は、高城地区にゆかりのある人物に関する資料や作品を展示することにより、郷土の歴史や文化に親しむ郷土愛を育む機会とし、高城郷土資料館のPR及び利

用促進を図るものでございます。

日程は、休館日を除く令和元年11月23日土曜日から12月22日日曜日までです。

内容は、故塩水流忠夫氏の書籍と故塩水流功氏の絵画の展示です。忠夫氏の御子息の方から書籍寄贈の申し出があり、有水の御自宅に訪問したところ功氏の作品を多数保管していたことから、既に公共施設に展示している作品もあわせ、この企画展を開催するものでございます。費用は入館料のみです。

忠夫氏は、大正8年に生まれており、昭和14年に教職につかれ、高崎小、有水小、都城東小、五十市中などに勤務されております。

昭和59年に山之口教育長を退任された後は歴史を研究され、高城町文化協会会長、高城の昔を語る会会長、都城史談会会長職につかれておりました。

教育功労文部大臣表彰、勲5等双光旭日章、文化財保護功労文部大臣表彰を受けておられます。

功氏は、大正13年に生まれており、25歳で宮崎県展第1回展に入選したのを皮切りに、小学校の教師として児童らに美術を教える傍ら絵の制作に励まれました。

昭和27年に上京し、柏市立第一小学校の教諭となり、昭和42年には教職を離れ渡欧しております。帰国後は、各所で個展を開き、柏市教育委員会では平成13年に作品の寄贈を受け、同年「塩水流功の世界展」を開催されたようです。

今回は、有水の生家で保管されている10点ほどの作品をお借ります。展示の際は、都城市立美術館の学芸員の方に御協力いただく予定です。

次に、報告第105号「都城市高城郷土資料館企画展「お城の書き初め展」開催要項の制定について」御説明申し上げます。

関係資料にございますように、目的は、書き初めの制作課程において郷土の歴史を学び、郷土に対する理解を深めてもらい、また、その作品を展示することによって郷土資料館のPR及び利用促進を図ることを目的としています。

日程は、休館日を除く令和2年1月18日土曜日から2月9日日曜日まで、作品の募集内容は、都城市に在住の小中学生、作品の題材は郷土の歴史を連想させるもの、作品のサイズは、半紙または八つ切りです。原則、展示作品は返却いたしません。

受付期間は、令和2年1月7日火曜日から1月13日月曜日まで。費用は無料ですが、展示物の閲覧は入館料が必要となります。

展示作品の中より優秀作品を1点選考し、3月31日まで常設展示します。1月5日には芸術文化協会高城支部が郷土資料館で書き初めを実施しますので、そのときの作品も展示予定です。

次に、議案第34号「都城市高城郷土資料館収蔵品ガス燻蒸による臨時休館について」御説明いたします。

これは、館内全体にガスを散布し、24時間密閉消毒するもので、今年度は11月18日月曜日10時から翌日19日の13時までとなるため、11月19日火曜日を臨時休館とするものです。

以上で、報告第104号、報告第105号、議案第34号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

御説明ありがとうございました。

それでは、この3件につきまして。岡村委員、お願いします。

○岡村委員

よろしく願いいたします。御説明ありがとうございます。

塩水流先生の人物展をされるということで、大変うれしく思っておるところなんです、塩水流忠夫先生、山之口の教育長をされました後も地域の史跡を何とか形あるものにしていこうということで、島津氏の寒天工場跡ですか、あそこも本当に竹の根切りからされて、寒天ができるまでの形にされているんです。

それとか、まだほかにも高城、有水のほうにも、かくれ念仏洞とか、観音瀬とかありますので、この塩水流先生とも非常に関係が深いかなと思いますので、そのあたりももう一回見ていただいて、見学展とか、あるいは整備です、観音瀬のところをもう少し切り開いていただいて、見学がしやすいような形にするとか、そちらの方にも目を向けていただけるとありがたいなと思っています。

●黒木高城地域振興課長
ありがとうございます。

○岡村委員

よろしく願いいたします。

もう一点は、お城の書き初め展ということで、毎年されているんですけども、原則、展示作品は返却できないというふうにされています。返却は大変なんだろうなと思いますが、この返却されない作品はどのようにされているのかなということをいつも思うんです。保管されているわけではないだろうと、焼却処分ということになっていくのかなというのを思うんですが、せっかく子供たちが心を込めて描いた作品なのでできれば返していただければありがたいなと思っております。

●黒木高城地域振興課長
わかりました。検討いたします。

◎教育長

考慮いただけますか。

●黒木高城地域振興課長
はい、わかりました。

観音瀬の件について少し説明してよろしいでしょうか。

◎教育長

どうぞ。

●黒木高城地域振興課長

観音瀬については、観音瀬保存会の方たちが地域活性化事業という予算を使いまして、草刈りをしたりとか、はっぴとか看板とかのぼり旗を準備したところでございます。地区の方からは、そこまでの道路はちょっと整備してほしいということをあげてもらっているんですけども、なかなかそこまで行き着かないところでございます。

○岡村委員

駐車場はちょっと停めるところがあるんですけども、そこまでの道路がなかなか整備されていな

いようです。

●黒木高城地域振興課長

一応、砂利を入れてはいるんですが、地区の人はきちんと整備してほしいという要望がありますけれども、やはり優先順位というのがございまして、生活道路のほうから優先的にとると、砂利だけになってしまうと産業建設課のほうからは聞いております。

こちらから要望したところ、以上のようなことでした。済みません。

○岡村委員

よろしく願います。ありがとうございます。

◎教育長

御説明ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第104号及び第105号並びに議案第34号を承認いたします。どうかよろしく願います。

●黒木高城地域振興課長

ありがとうございました。

【報告第102号】

◎教育長

続きまして、報告第102号を学校給食課長から御説明いただきたいと思います。よろしく願います。

●大内山学校給食課長

よろしく願います。

それでは、今回提供するものの試食をお願いします。配っている間に説明をさせていただきます。

報告第102号ですけれども、ふるさと給食ということで、地元産の食材を使った特色ある学校給食を今年度も実施します。

一昨年度から行ってございまして、ことしで3年目ということになります。

一昨年度が牛、そして昨年が豚、本年度が鶏ということで、牛・豚・鶏の順番で実施しているところでございます。

本年度は、チキンの空揚げで、ゴボウチップをまぶした「みやこんじょ ぼんチキン」という形で提供をさせていただきたいと考えております。

都城産のブランド鶏をメインとして地元産の野菜や牛乳を小中学校の学校給食に提供するということになっております。

実施期間は、11月13日から28日、提供対象は小学校が36校、中学校が18校ということで、予算額は約310万円ということで、5つのセンターからそれぞれ提供するということになっております。

市長が小学生と一緒に食べる機会を設定しました。11月18日月曜日の12時20分から12時45分、東小学校の6年生児童を対象に実施します。こちらのパンフレットを新聞記者、報道機関のほうにお出しして、取材を受け付けることにしています。どうぞ、召し上がりながら、どうぞ。

◎教育長

今回のものにつきましては、特別な加工の料理になっておりますので、どうか皆さんでいただいでおこなうと考えて、お願いをしたところでございます。

●大内山学校給食課長

今回はゴボウチップをまぶして、空揚げにしております。

○教育長

衣のゴボウも地元産でしょう。

●大内山学校給食課長

はい、都城産のゴボウを使っております。

デーリーファームさんのほうでつくっていらっしゃいます。

空港とかでときどき袋入りのものが売っております。

都城センターでは18日から22日の1週間の間に5日間で提供するということになります。一番最初が高崎が11月13日、その次が山田の15日、そして、都城が18から22、その後、山之口が26、高城が28ということになります。

小学校が、普通の空揚げが2校、中学校が3校ということになります。

◎教育長

ありがとうございます。

私は何度か試食したことがあるんですが、きょう食べたのが一番おいしいです。

●大内山学校給食課長

ありがとうございます。

何回もチャレンジしてベストの状態でお持ちしました。

◎教育長

すばらしい。サクッと揚がっています。

●大内山学校給食課長

かなり調整に時間がかかったみたいです。

●大内山学校給食課長

大変でしたね。

何かこのことについて御質問等はありませんか。ゆっくり食べていただいて結構です。

○赤松委員

ごちそうさまでした。ありがとうございます。

昨年、一昨年と、こういうふるさと給食という取組を本市の食材をもとにして、いろいろとやっておられるのですね。食を通して郷土理解を深めたいとお考えになって、本市の教育のねらいに直

結させていこうとしておられることを大変すばらしいと思います。

●大内山学校給食課長

ありがとうございます。

○赤松委員

子供たちがこれを食べる当日にどんな説明の仕方をしていくのか、お尋ねします。また、保護者向けにその趣旨をどのように伝えていくかということが、より理解を深めるためには大事なことになるというふうに思っています。例えば、ここにあります説明用のプリントを子供たちに一枚一枚渡して、自宅に持って帰ってもらい、お父さん、お母さんにきょう、こういったことがあったのだよということを伝えるとか、方法をいろいろ工夫すると、地域全体に広がって行って、より郷土理解が深まっていくということにつながると思います。

●大内山学校給食課長

給食便りを11月号の中で掲載し、特別にまた別途これだけの特集した給食便りを出しております。

○赤松委員

小学校1年生から中学校3年生までの発達段階に応じて、うまく伝わっていくような工夫をされるとさらにいいことにつながるのではないかと思います。食べさせていただきました。

おいしかったです。ありがとうございました。

●大内山学校給食課長

御意見ありがとうございます。

11月18日の、市長の試食のときには、今回提供していただいた会社のほうからも講師としてお話に来ていただけるということで、そういう点でも、東小学校のほうではやっていくということになっております。

以上です。

○赤松委員

ありがとうございました。

◎教育長

岡村委員。

○岡村委員

ごちそうさまでした。おいしくいただきました。ありがとうございます。

ぜひともつくり方も一緒に給食便りに掲載していただくと、家庭でもつくってみようかなということにつながっていくと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

●大内山学校給食課長

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございます。
ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。
それでは、報告第102号を承認いたします。ごちそうさまでした。

●大内山学校給食課長

ありがとうございました。

【報告第103号】

◎教育長

続きまして、報告第103号を都城島津邸館長から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

●山下都城島津邸館長

よろしく申し上げます。
都城島津邸の山下です。
それでは、報告第103号「都城島津邸「御入部記念史跡めぐり」開催要項の制定について」を御説明します。

都城島津家では、都城島津家初代北郷資忠が文和元年、1352年12月12日に現在の都城市山田町薩摩迫に入ってきたという伝承から、12月12日を御入部記念日と定め、赤飯等を炊いて祝っていたと言われております。

そこで、この御入部記念日にあわせイベントを開催することにより、都城島津家及び都城の歴史についての理解を深めてもらうとともに、都城市周辺の関連史跡を知っていただき、そして、都城島津邸への来館者増を図ることを目的としてこのイベントを開催いたします。

開催日は、御入部記念日と同じ12月12日木曜日、午前9時から午後4時まで、史跡めぐりの行程は、御入部を記念して都城島津家の居所の変遷をたどるという形で、都城島津邸、薩摩迫、安永城跡、祝吉御所などの関連史跡をめぐります。

参加料は、入館料、保険料、昼食代、資料代等で1,000円程度を予定しております。募集定員は20名で、11月15日号の広報紙及び島津邸ホームページ等にて参加者を募集いたします。なお、募集締め切りは12月8日、日曜日としております。

以上、御審議のほどよろしく願います。

◎教育長

ありがとうございました。
過去の参加実績も記載されているようでございます。
何か御質問等ありましたら、よろしく願います。
中原委員、お願いします。

○中原委員

御説明ありがとうございました。
2016年度のこの史跡めぐりの案件をいただいたときにも申し上げたんですけど、これについて、ぜひ観光協会のほうにも伝えていただければと思います。多分伝えているのではと思うんですけども。

観光協会のほうには、島津発祥の記念日だからこの日にちしてもいいんじゃないかというようなことを御意見させてもらったんですけど、ただ、11月には大きな祭りが無いから11月で組んでいるというような回答でした。この日は都城島津家にとって、とても大切な日だと思うので、これも何か村おこしじゃないですけど、活性化につながればと思っておりますので、ぜひ、何かそういうことをして、もっと盛り上げていただければと思います。

●山下都城島津邸館長

早速、観光協会のほうに、また御連絡してみます。ありがとうございます。

◎教育長

でも、ほぼほぼ皆、定員ぐらいにはお集まりになるということで、非常に熱心な方が多いなと思っています。

●山下都城島津邸館長

2016年、2017年は12月12日に近い土曜日、日曜日に行ったんですけども、昨年度からはもう、その日に行おうということで、12月12日に行っているんですけども、そのほうが土日よりも少し多かったということでございまして、また、御入部の日が12月12日であるということを確認していただくという意味でも、その日に行おうと思っております。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第103号を承認いたします。ありがとうございました。

●山下都城島津邸館長

ありがとうございます。

【報告第101号・議案第33号】

◎教育長

それでは、報告第101号及び議案第33号を生涯学習課長から御説明いただきます。よろしく願います。

●園田生涯学習課長

失礼します。

それでは、説明いたします。

生涯学習課の園田です。

では初めに、報告第101号「令和元年度都城市人権啓発推進大会開催要項の制定について」説明いたします。

一人一人の人権が尊重され、誰もが真に豊かで幸せを実感できる社会の実現を目指し、12月4日から始まる人権週間にあわせて人権啓発推進大会を開催し、人権意識の高揚を図るものです。

ことは12月7日土曜日に開催し、人権啓発標語の入賞者表彰式と講演会を行います。まず、標語は、7月の定例教育委員会で御説明しましたとおり、小学生、中学生、一般から募集したところ
です。

今年度は5,094作品の応募があり、また、全ての小中学校から作品を提出いただきましたが、応募数は昨年度に比べ小学生の部で923点減、中学生の部で129点増、一般の部は小中学生の応募用紙に親子での応募を呼びかけた成果もあり、昨年度の17点から129点と112点の増となりました。合計では、小学生の減が響き682点の減でした。小学校への呼びかけ方法等について来年度以降は改善が必要と感じております。

標語の表彰は、小学生、中学生、一般の各部門の最優秀賞のほか、小中学生の部では各学年1点、これに一般の部1点を合わせた10点をそれぞれに優秀賞としております。なお、表彰作品の選考は、10月28日に開催した人権啓発推進協議会の第2回幹事会において決定したところです。

また、講演会は防災システム研究所所長の山村武彦氏をお招きし、「災害と人権、そのとき命を守る準備と行動」と題してお話いただきます。

本年度は、台風19号を初め、風水害が多発した年で、ホームレスが避難所で受け入れてもらえなかったなどの報道等もありましたので、こういった話もお聞きできるのではないかと考えています。

当日は、総合文化ホールにて、宮崎県PTA研究大会が開催されることになっており、こちらと日程が重なったことにより家庭教育学級生等の参観が減るのではとの懸念もあり、PTA関係者と協議したところですが、影響は限定的であろうということでしたので、人権週間にあわせて実施することとしたものです。

なお、今回は、自主防災組織のある自治公民館や災害現場等に携わっている消防団等にも案内をする予定です。

続きまして、議案第33号「公の施設の指定管理者候補者指定について」説明させていただきます。

生涯学習課の所管するコミュニティセンターについては、都城市コミュニティセンター条例第3条「市長はセンターの管理を法人、その他の団体で市長が指定するものに行わせることができる」という定めにより指定管理制度を導入しております。

現在、株式会社文化コーポレーションが指定管理者として管理運営を行っていますが、指定期間を5年間としており、本年度末で指定管理者の期限が切れるため、募集期限を7月29日とし、次期指定管理者の募集を行いました。有識者で組織した指定管理者候補者選定委員会で選考を進めてまいりました。

今回、応募が2者あり、9月19日に面接、審査及び採点を行い、候補者を決定しました。採点に当たっては、管理運営方針、平等利用、利用の促進、サービス、利便性の向上、経費配分、物的能力、人的能力、地域貢献、独自性などを審査項目としました。

その結果、シフトプラス株式会社を候補者としました。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。

別紙にありますとおり、シフトプラス株式会社は、大阪市に本社のある会社で、ウェブシステム、中でも、ふるさと納税管理システムの開発などを主業務としており、都城市のほか、都農町、大阪府泉佐野市などのふるさと納税業務を受託しています。

公の施設の指定管理の経験はないようですが、ホームページやLINEを使って受け付けができるようにすることや、コミュニティセンター館内にWi-Fi、無線LANを設置するなどの提案、また、寺子屋事業と称し、大人向け、子供向けの講座を行い、地域の大人と子供たちをつなぐ場をつくり、世代間交流を図っていくという自主事業の提案等もあり、これらが評価につながっているのではないかと考えられます。

なお、採点表での点差はシフトプラスの780.6に対し、もう一団体が779.8点で、わずか0.8点の僅差でありました。

今回、12月市議会へ議案として提出する予定です。

公の施設の指定管理候補者の指定については以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

◎教育長

では、御質問等あればよろしくお願ひいたします。
濱田委員、お願ひします。

○濱田委員

御説明ありがとうございました。議案第33号について質問なんですが、選定結果についてです。この2枚目の表の最後に提案金額の記載があり、両社とも984万5,000円になっていますけれど、これは、生涯学習課からこの額でやってくださいということなんですか。

●園田生涯学習課長

この984万5,000円につきましては、募集を行う際に、指定管理額の上限の額であります。ただ、もう一社が5年間同じ金額であったのに対し、今回選定したシフトプラス株式会社は毎年減らして、5年目は900万円という提案はありました。

○濱田委員

令和2年度の提案額は両社とも一緒だったということですね。

●園田生涯学習課長

生涯学習課が示した上限額と同額ということです。

○濱田委員

シフトプラス株式会社の提案額は、何年かのうちにはこれより下がるということですね。

●園田生涯学習課長

5年後はですね。

○濱田委員

わかりました。評価点の差が非常に僅差なもので、これに関していろいろ中で議論があったんじゃないかと思うんですが、その辺りは厳密に検討されたのですね。

●園田生涯学習課長

そうですね、採点の後にそれぞれの項目について委員さんに意見を聞いたんですけども、その意見の結果が一番最後に出ているんです。選定1、2とあるんですけど、この2とか3とか4とか5とか、ここに出てくる内容がそういった期待される部分の意見が出たところでございます。

○濱田委員

わかりました。

◎教育長

ありがとうございます。ほかにございませんか。中原委員お願いします。

○中原委員

御説明ありがとうございました。

この指定期間についてなんですけど、5年間という説明をいただきましたが、このシフトプラス株式会社は今回、初めてのところですよ。

●園田生涯学習課長

はい。

○中原委員

最初から5年間の管理運営なんですね。

●園田生涯学習課長

募集の際、まず管理運営方針というのを定めるんですけど、そのときに、従来、平成27年度まではずっと3年間だったんですけど、27年度以降、市の方針として指定期間を5年間とするというふうな方針に決まったものですから、それに沿う形で実績がある施設については5年間、例えば、ことしつくれたばかりの施設を新たに始めるというときはちょっと不安定なところがあるので、3年間となっております。

○中原委員

わかりました。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第101号及び議案第33号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●園田生涯学習課長

どうもありがとうございました。

◎教育長

ここで、休憩をとりたいと思います。14時55分再開でよろしいでしょうか。

【休憩】

【報告第100号・議案第31号・議案第32号】

◎教育長

それでは、報告第100号並びに議案第31号及び第32号をスポーツ振興課長から説明をしていただきます。よろしく願いします。

●田畑スポーツ振興課長

それでは御説明いたします。

報告第100号は、都城市体育協会が表彰する令和元年度都城市スポーツ賞の選考結果の報告でございます。

本件は、各競技団体等からの推薦のありました団体、個人を都城市スポーツ賞選考基準内規に基づきまして選考されたものです。

去る9月26日に都城市スポーツ賞選考委員会が開催され、10月18日に開催された理事会で承認されております。

表彰の内容につきましては、特別賞、功労賞の個人の部、優秀賞の個人と団体の部の4部門となっております。

まず、特別賞は、都城市出身者で、スポーツ競技において国際的または全国的な大会で優秀な活躍、または成績を残し、その功績が顕著な方を表彰するものです。

次に、功労賞は、各競技団体から推薦のありました10年以上本市のスポーツ振興及び教育力向上に貢献された方々を表彰するものです。

最後に、優秀賞は、県大会の連続優勝や九州大会、全国大会等で優秀な成績をおさめられた団体、個人を表彰するものです。

詳細な選考基準につきましては、添付しております資料の別紙のほうに、都城市スポーツ賞選考基準の内規が示してありますので、そちらのほうを御確認いただきたいと思います。

続きまして、表彰の内訳であります、別紙の令和元年度都城市スポーツ賞被表彰受賞者一覧をごらんください。

頭のほうにお示しておりますが、本年度は、特別賞として国際大会で優秀な成績を残された学生1名を初め、功労賞として長年にわたり本市のスポーツの振興及び競技力向上に貢献いただいた個人15名となっております。

また、優秀賞では、全各種大会で優秀な成績をおさめられた個人の部、児童生徒26名、一般7名の計33名で、団体の部は高校生及び一般を含めて6団体でございます。

以上で、報告第100号について説明を終わります。

続きまして、議案第31号は、早水公園体育文化センター及び都城運動公園の指定管理者について、候補者となる団体を公募により募集したところ4団体の応募があり、9月に開催されました選定委員会によりNPO法人都城ぼんちスポーツクラブと都城ぼんち地域振興株式会社の共同事業体が選定されました。

指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。

また、議案第32号は、都城市山之口運動公園体育館及び佐土原市民広場の指定管理者について、候補者となる団体を公募により募集しましたところ3団体の応募があり、9月に開催されました選定委員会によりNPO法人都城ぼんちスポーツクラブが選定されました。

指定期間は、同じく令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。

本議案2件の選定理由としましては、添付しております議案関係資料の5、選定結果の概要、中ほどにあります、そのうちの(3)に記載しております選定理由といたしまして、選定基準1、市民の平等な利用が確保されること、選定基準2、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること、選定基準3、経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること、選定基準4、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること、選定基準5、地域に貢献する取り組みが確保されていること、選定基準6、その他公の施設を管理させるに当たり必要な基準について審査を行い、評価されたものでございます。

次にお示します(4)の選定委員会における主な意見についてもそれぞれ御参照いただきたいと思います。

なお、選定結果については、資料の中ほどに別表で添付しております。

議案第31号の対象施設、早水公園体育文化センター及び都城運動公園分をお開きいただきたいと思います。

こちら、表が入っているものでございます。

先ほど申し上げました、選定基準ごとの配点に基づき、右側の審査内容に沿って採点を行い、4団体の採点結果をお示ししております。

裏面のほうに合計得点を記載しておりますが、指定管理候補団体は1,260点中990.8点となっております。次いで874.7点、854.5点、792.3点となっております。

次に、議案第32号の対象施設、山之口運動公園体育館ほか1施設分をごらんください。

先ほどと同様、選定基準ごとの配点に基づき審査内容に沿って採点を行った結果、3団体の採点結果をお示ししているところでございます。同じく裏面に合計得点を記載しておりますが、指定管理者候補団体は980点中831.2点となっており、次いで701.3点、536.5点となっております。

今後の予定につきましては、11月1日の庁議の承認後、11月5日以降に応募団体へ選定結果の通知及びホームページ等で公表するとともに、選定された団体を指定管理者とする議案が12月議会で可決された場合には同団体が指定管理者として本施設の管理運営に当たることとなります。

よって、大変申しわけございませんが、本件については、選定結果の公表前であることから、本議案及び関係資料の取り扱いには御注意をお願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、何か御質問等ありましたら、よろしくをお願いいたします。濱田委員。

○濱田委員

1点だけ質問させていただきます。

第31号議案は、候補者も含め、4つの団体が応募してきています。団体A、団体B、団体C、そして、第32号議案では、団体A、団体B、これらは、県内の団体なのでしょうか、県外の団体でしょうか。

●田畑スポーツ振興課長

早水公園体育文化センター及び都城運動公園の指定管理者の応募につきましては、現在、受託している指定管理者が1団体、それから、県内、もちろん都城市内に事業所もありますけども、同じく清掃業務、それから指定管理を行う業者が1団体、それから、新しく共同事業体として応募されました総合型スポーツクラブと既存の福祉関係の事業をしている事業所の共同体ということで4団体応募があったところでございます。

全部市内に事業所等がある団体でありますけども、本社等は都城市以外のところが2団体ございます。

○濱田委員

31号議案では、選定結果の得点の合計は、明らかにこの共同事業体ですね。32号議案でもぼんちスポーツクラブ、これもはっきりした結果が出ています。

県外だと結構、経験が豊富だとかそういうキャリアとかで高い点をとるときがあるんですけど、県内、市内に本社を置く事業体で結構いい点をとって選定されたんだなと思いました。よかったですと思います。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第100号並びに議案第31号及び第32号を承認いたします。どうかよろしく願いします。

●田畑スポーツ振興課長

ありがとうございました。

【報告第98号・議案第29号・議案第30号】

◎教育長

続きまして、報告第98号及び議案第28号及び第30号を教育総務課長から説明をお願いします。

●岡田教育総務課長

教育総務課です。よろしく願いいたします。

報告第98号「専決処分した事務（都城市教育委員会名義後援・共催）について」御説明いたします。

名義後援につきましては、9月20日から10月16日までに申請があったもので、8件全てを承認しております。いずれの事業も過去に名義後援を行ったことがある団体が主催しておりまして、都城市教育委員会名義後援規則にあります、対象事業、対象団体に該当すると判断し承認をしております。

この中では、ナンバー67、「ちになれ ちになれコンサート」の実施団体、ジョイナスにつきましては、平成29年に10年ぶりに活動を再開された団体で、子守歌を通した子育て支援活動に取り組んでいらっしゃいます。

コミュニティ文化課所管の市民公益活動事業費補助金を活用し、障がいのある児童やその家族を対象にクラシックのバレエと音楽を楽しんでもらおうとコンサートを開催されています。教育委員会としては、昨年度から名義後援をしているところでございます。

次のページを開いていただきまして、共催につきましても同期間に申請があったもので14件全てを承認しております。内容は、学校教育課分となっております。

以上で報告第98号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号「都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

改正の理由といたしましては、本規則の制定根拠となっております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用条文の条ずれを解消するものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正になった際に、本規則につきましても改正すべきところだったものを今回改正させていただくものでございます。

具体的には2ページをお開きいただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、左側の列が改正前、右側の列が改正後となります。第1条の下線部、「第26条第1項」を「第25条第1項」に、第2条の下線部、「第27条」を「第26条」に改めるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号「都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則及び都城市立小中学校の校区外通学の許可に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

改正の理由といたしましては、本規則に定めている教育委員会各課の事務分掌等を現在進めております業務に合わせるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、1枚開けていただきまして、制定改廃方針説明書に幾つか記載してありますが、具体的には、さらに次のページ、新旧対照表をごらんください。

学校教育課(15)「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改正いたします。これにつきましては、ことし3月の定例教育委員会で就学指導委員会規則改正の際に承認いただいておりますが、本規則の改正がなされていなかったものでございます。

スポーツ振興課の(3)につきましては、現在、「施設協会」が存在しておりませんので、削除ということでございます。

次のページ、(11)につきましても県立学校の施設に関するもので、現在、業務を行っていないため、削除いたします。

(24) 全国高等学校総合体育大会に関するものにつきましては、今年度で都城市における事業は終了となるため削除いたします。

右の欄の(18)につきましては、現在、トップアスリート事業等に取り組んでおりますので、競技力向上に関するものとしまして追加をいたします。

生涯学習課、次のページの(13)学社融合につきましては、現在、「地域学校共同活動」といった名称に形を変えて事業が推進されているため、改正を行うものであります。

文化財課の(5)市史編さん資料整理に関するものにつきましては、現在、市史編さんは一旦終了し、この市史編さんに関する事業を行っていないため、削除するものでございます。

最後に、都城市立小中学校の校区外通学の許可に関する規則の一部改正についてですが、こちら先ほどありました学校教育課所管の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改正するものでございます。

今回の一部を改正する規則は、公布の日から施行することとなりますが、スポーツ振興課の全国高校総体に関する部分につきましては、今年度いっぱいそのまま置きまして、令和2年4月1日からの施行ということで、2段階に分けて施行させていただくことになるかと思っております。

以上で、教育総務課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、何か質問等ありましたらよろしく願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第98号並びに議案第29号及び議案第30号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●岡田教育総務課長

ありがとうございました。

【報告第99号】

◎教育長

それでは、報告第99号を学校教育課長から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●深江学校教育課長

学校教育課の報告事項につきまして御説明いたします。

報告第99号「臨時代理した事務の報告及び承認について」、学習業務支援を行う2人目の特別支援教育支援員配置について説明をさせていただきます。

特別支援教育支援員の配置につきましては、生活介助の場合、児童生徒1人に対して1人、学習支援の場合、当該学校に1人、ただし、児童生徒の安全確保のために教育委員会が特に必要と認めるときは2人配置することができるとなっております。

今回、高崎小学校に2人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員の配置について臨時代理したことを報告し、承認を得るものでございます。配置した支援員、対象児童については別紙のとおりです。

高崎小学校には通常の学級に在籍している児童1名に支援員を配置しております。対象児童は、支援員が常にそばにいないと学習意欲と集中力を持続することが非常に難しく、突然泣き出したり、自分を傷つけたりするような行動が見られる状況です。さらに、支援の必要な児童が3人おり、教室外に出たり、移動教室のときに学校外に隠れたりするなどの行為があり、目が離せず、支援員1人では対処できない状況であったため、安全確保のため2人目を配置したものです。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございます。

報告第99号につきまして何か御質問ありませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第99号を承認いたします。ありがとうございました。

以上をもちまして11月の定例教委委員会を終了いたします。ありがとうございました。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

教育長